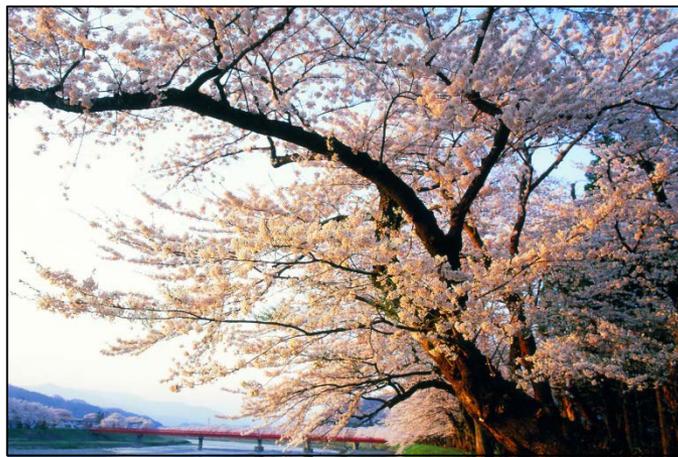


第4回仙北市国家戦略特別区域会議 資料

仙北市 地方創生・近未来特区



平成28年5月10日（火）

仙北市長 門脇 光浩

◆ NPO法人の設立手続きの迅速化 【認定申請】

現 状

急速化する人口減少・少子高齢化により、まちづくりの担い手が不足

仙北市協働によるまちづくり基本条例

市が目指す方向性

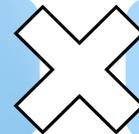
【理念】
地域が有する自然・歴史・文化・人材などあらゆる地域資源を最大活用し、お互いを助け合いながら活力に満ちた地域社会やコミュニティの発展をめざし「市民が主役のまちづくり」を進める。

◎ 規制緩和の活用

NPO法人の設立等認証に係る縦覧期間の短縮：2か月→2週間
※秋田県が所轄庁として実施

NPO法人の設立を促進

【地域活動・コミュニティビジネスの担い手】



仙北市

協働したまちづくりを加速

地域活性化及び地方創生の取組を推進

◆今後検討すべき規制改革事項等

◎農家民宿等の団体が行う農林業体験サービスにおける旅行業法の適用除外

現 状

- ・農家民宿個々での運送・宿泊サービス提供は旅行業法に抵触しない
【複数の農家民宿へグリーンツーリズムの利用希望があった場合】
- 農家民宿：市内の農家民宿等で構成される団体ができる業務は、受付と農家民宿への振り分けに限定
- 旅行会社：企画から募集、実施、各農家民宿への支払い

提 案

仙北市特区において、農家民宿等で構成される団体等については、市内にて催行する旅行（着地型旅行商品）の企画、契約、募集、実施、代金回収を容易にする。

観光客を地域内に循環させ、経済波及効果やまち全体の活気につながる

【観光客数の推移】

(単位：人)	平成25年	平成26年	平成27年
宿泊者数	565,250	535,109	536,505
うち外国人宿泊者数	7,859	12,172	22,200
農家民宿 宿泊者数	10,057	10,214	9,405
うち農家民宿 外国人宿泊者数	300	565	801



◆今後検討すべき規制改革事項等

◎労働時間貯蓄制度の一般化

制度概要（1990年代後半にドイツで普及）

各労働者の勤務時間を労働時間口座で記録・管理し、1日8時間を超える時間外労働を主として休暇で保証する仕組み。口座に貯蓄した時間外は複数年にわたって通算可能。

現 状

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することができる。（労働基準法）

提 案

より一般的・包括的な制度とする。

働き方の柔軟性を高め、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる

	年間平均労働時間 ※1 (労働者1人当たりの時間)			時間当たりの労働生産性 ※2 (購買力平価換算USドル)		
	日本	ドイツ	ノルウェー	日本	ドイツ	ノルウェー
平成24年	1,745	1,407	1,451	40.1	58.3	86.6
平成25年	1,734	1,406	1,421	41.3	60.2	87.0
平成26年	1,729	1,397	1,420	41.3	63.4	85.6

※1 OECD東京センター 主要統計（年間平均労働時間）

http://www.oecd-ilibrary.org/employment/average-annual-working-time-2013-1_annual-work-table-2013-1-en

※2 公益財団法人 日本生産性本部 労働生産性の国際比較

http://www.jpc-net.jp/intl_comparison/